

公益社団法人富山県私学振興会助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人富山県私学振興会(以下「振興会」という。)定款第4条に基づく助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 理事長は、学校法人が設置する私立中学高等学校(以下「私立中学高校」という。)が行う私立中学高校教育振興に関するイベントや行事等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

2 前項の事業の実施については、複数の私立中学高校が共同で実施することができる。

3 私立中学高校は、1事業年度につき、1回のみ助成金の交付を受けることができる。第2項の規定による共同で事業を実施する場合も同様とする。

4 前項の規定は、理事会が承認した場合はこの限りでない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付の対象経費は次のとおりとし、助成金額は7万円を上限とする。

- (1) 講師等謝金
- (2) 講師等旅費
- (3) 会場借上費
- (4) 器材借上費
- (5) 印刷製本費(外注に限る。)
- (6) その他理事長が特に認める費用

(助成金交付申請)

第4条 助成事業を実施する私立中学高校は、助成金交付申請書(様式第1号)を理事長が定める日までに振興会に提出するものとする。

2 第2条第2項の規定による共同で事業を実施する場合は、代表者が前項の申請書を提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があった場合、その内容が適当であると認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により私立中学高校に対して通知するものとする。

(事業の中止)

第 6 条 前条の規定により交付決定を受けた助成事業を変更又は中止する場合は、助成事業変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 7 条 私立中学高校は、助成事業を完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 4 号）及び証拠書類（見積書、請求書、領収書及び写真等）を振興会に提出しなければならない。

（額の確定）

第 8 条 振興会は、実績報告の提出を受けた場合において、報告書及び証拠書類を審査し、その内容が適正であると認めるときは、助成金の額を確定し、私立中学高校に対して通知（様式第 5 号）するものとする。

（助成金の支払い）

第 9 条 振興会は、前条の規定により助成金の額の確定後、私立中学高校の請求に基づき助成金を支払うものとする。

（助成金の請求）

第 10 条 私立中学高校は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 6 号）により振興会に支払いの請求を行うものとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。